

静岡県女性相談センター及び静岡県婦人保護施設清流荘の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

静岡県知事 川勝平太

静岡県規則第30号

静岡県女性相談センター及び静岡県婦人保護施設清流荘の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

静岡県女性相談センター及び静岡県婦人保護施設清流荘の設置及び管理に関する条例施行規則（平成17年静岡県規則第62号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後												
<p><u>静岡県女性相談センター及び静岡県婦人保護施設清流荘の設置及び管理に関する条例施行規則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>静岡県女性相談センター及び静岡県婦人保護施設清流荘の設置及び管理に関する条例</u>（平成17年静岡県条例第54号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定員)</p> <p>第2条 条例第4条に規定する一時保護所等の定員は、次のとおりとする。</p> <table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>定員</th></tr></thead><tbody><tr><td><u>静岡県女性相談センター</u>の一時保護所</td><td>(略)</td></tr><tr><td><u>静岡県婦人保護施設清流荘</u></td><td>(略)</td></tr></tbody></table> <p>(事務の委任)</p> <p>第3条 次に掲げる事務は、<u>静岡県女性相談センター</u>（以下「センター」という。）の所長（以下「所長」という。）に委任する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(指定管理者の指定の申請書等)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 条例第8条第2項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	名称	定員	<u>静岡県女性相談センター</u> の一時保護所	(略)	<u>静岡県婦人保護施設清流荘</u>	(略)	<p><u>静岡県女性相談支援センター及び静岡県女性自立支援施設清流荘の設置及び管理に関する条例施行規則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>静岡県女性相談支援センター及び静岡県女性自立支援施設清流荘の設置及び管理に関する条例</u>（平成17年静岡県条例第54号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定員)</p> <p>第2条 条例第4条に規定する一時保護所等の定員は、次のとおりとする。</p> <table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>定員</th></tr></thead><tbody><tr><td><u>静岡県女性相談支援センター</u>の一時保護所</td><td>(略)</td></tr><tr><td><u>静岡県女性自立支援施設清流荘</u></td><td>(略)</td></tr></tbody></table> <p>(事務の委任)</p> <p>第3条 次に掲げる事務は、<u>静岡県女性相談支援センター</u>（以下「センター」という。）の所長（以下「所長」という。）に委任する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(指定管理者の指定の申請書等)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 条例第8条第2項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	名称	定員	<u>静岡県女性相談支援センター</u> の一時保護所	(略)	<u>静岡県女性自立支援施設清流荘</u>	(略)
名称	定員												
<u>静岡県女性相談センター</u> の一時保護所	(略)												
<u>静岡県婦人保護施設清流荘</u>	(略)												
名称	定員												
<u>静岡県女性相談支援センター</u> の一時保護所	(略)												
<u>静岡県女性自立支援施設清流荘</u>	(略)												

(5) 要保護女子（条例第3条第2項第1号に規定する要保護女子をいう。）及び被害者（同号に規定する被害者をいう。）の收容保護に関する団体の活動実績を説明する書類

(6)・(7) (略)

(事業報告書)

第6条 条例第11条の事業報告書は、毎年度終了後30日以内に、次に掲げる事項を記載して提出するものとする。

(1) 静岡県婦人保護施設清流荘（以下「清流荘」という。）の管理に関する業務（以下「業務」という。）の実施状況

(2)～(4) (略)

様式第1号 (略)

入所承認申請書

(略)

静岡県女性相談センター 所長 様

(略)

女性相談センターの一時保護所 に入所した
静岡県婦人保護施設清流荘

いので、静岡県女性相談センター及び静岡県婦人保護施設清流荘の設置及び管理に関する条例第4条に規定する承認を申請します。

(略)

様式第2号 (略)

指定管理者指定申請書

(略)

静岡県婦人保護施設清流荘の管理に関する業務を行いたいので、静岡県女性相談センター及び静岡県婦人保護施設清流荘の設置及び管理に関する条例第8条第1項の規定により申請します。

添付書類

1～4 (略)

5 要保護女子及び被害者の收容保護に

(5) 自立支援（条例第5条第1号に規定する自立支援をいう。）に関する団体の活動実績を説明する書類

(6)・(7) (略)

(事業報告書)

第6条 条例第11条の事業報告書は、毎年度終了後30日以内に、次に掲げる事項を記載して提出するものとする。

(1) 静岡県女性自立支援施設清流荘（以下「清流荘」という。）の管理に関する業務（以下「業務」という。）の実施状況

(2)～(4) (略)

様式第1号 (略)

入所承認申請書

(略)

静岡県女性相談支援センター 所長 様

(略)

静岡県女性相談支援センターの一時保護所
静岡県女性自立支援施設清流荘

に入所したいので、静岡県女性相談支援センター及び静岡県女性自立支援施設清流荘の設置及び管理に関する条例第4条に規定する承認を申請します。

(略)

様式第2号 (略)

指定管理者指定申請書

(略)

静岡県女性自立支援施設清流荘の管理に関する業務を行いたいので、静岡県女性相談支援センター及び静岡県女性自立支援施設清流荘の設置及び管理に関する条例第8条第1項の規定により申請します。

添付書類

1～4 (略)

5 自立支援に関する団体の活動実績を

関する団体の活動実績を説明する書類 6・7 (略)	説明する書類 6・7 (略)
------------------------------	-------------------

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行規則)

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- この規則の施行の日前に開始した年度に係る事業報告書については、改正後の第6条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- この規則の施行の際現に改正前の様式第1号により提出されている申請書は、改正後の様式第1号により提出された申請書とみなす。
- この規則の施行の際現に改正前の様式第1号により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。